旧特区法施行令第十条	法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条第三項	準用旧児童福祉法（改正法附則第十五条第一項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）第十八条の十八第三項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）
旧特区法施行令第十一条	法第十二条の五第十二項	改正法附則第十二条の規定による改正前の法第十二条の五第十二項
	行う	行った
旧特区法施行令第十二条	法第十二条の五第十二項	改正法附則第十二条の規定による改正前の法第十二条の五第十二項
	同条第十一項	同条第十一項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）
	準用児童福祉法第十八条の十八第一項の	準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定による

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

省令

○文部科学省令第二十四号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第四項並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十三条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を実施するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十五日

文部科学大臣　阿部　俊子

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対象期間に含む期間等）	（対象期間に含む期間等）
第一条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下この項、第六条第一項及び第七条において「法」という。）第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（以下「読替え後の労働基準法」という。）第三十二条の四第一項第二号の対象期間（以下単に「対象期間」という。）を定めるに当たっては、当該対象期間には、読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員（法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の所属する学校を設置する市（特別区を含む。）町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）を含めるものとする。	**第一条**　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下この項及び第六条第一項において「法」という。）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（以下「読替え後の労働基準法」という。）第三十二条の四第一項第二号の対象期間（以下単に「対象期間」という。）を定めるに当たっては、当該対象期間には、読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員（法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の所属する学校を設置する市（特別区を含む。）町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）を含めるものとする。
2　［略］	2　［同上］